

# 下関市電子納品ガイドラインの改定について（お知らせ）

令和6年5月

下 関 市

下関市では、令和3年4月1日より受発注者双方の負担軽減・書類の減量化を目的として、土木工事を対象に電子納品の試行運用を開始しています。

この度、電子納品の更なる普及・定着を図るため、下関市が発注する工事・業務を対象として、下関市電子納品ガイドラインを改定し、対象範囲を拡大しましたのでお知らせします。

## 記

### 1. 適用基準

下関市電子納品ガイドライン

### 2. 対象範囲

原則として、下関市（上下水道局を除く）が発注する全ての工事・業務を対象とする。

ただし、成果品について将来の利活用が見込めない工事・業務や、受発注者協議により電子納品を行うことが適当でない工事・業務については対象外とする。

### 3. 適用年月日

令和6年6月1日以降から適用する。